

豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

構成（案）

第1章 計画策定の背景	1
1-1 地球温暖化の現況	1
1-2 地球温暖化対策に関する国内外の動向	1
1-3 豊川市における地球温暖化対策	1
第2章 計画の基本的事項	2
2-1 計画策定の趣旨	2
2-2 本計画の位置付け	2
2-3 計画期間	3
2-4 本計画の対象	4
第3章 豊川市の地域特性	5
3-1 豊川市の特性	5
3-2 アンケート調査結果	5
第4章 豊川市における温室効果ガス排出量の現況	6
第5章 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標	6
第6章 削減目標達成のための対策・施策	7
第7章 計画の推進体制と進捗管理	8
7-1 計画の推進体制	8
7-2 進行管理	8

第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の現況

一般市民にもわかりやすいよう、地球温暖化のメカニズム、現在起きている現象、温暖化による影響などについて、図表を活用して解説します。

また、IPCC の第5次報告書で示された最新の知見も解説します。

1-2 地球温暖化対策に関する国内外の動向

温暖化に関する国際的な取り組みの経緯がわかるよう、時系列で整理します。

また、日本における削減目標などの経緯も時系列で整理します。

1-3 豊川市における地球温暖化対策

豊川市における温暖化対策（間接的な取り組みも含む）の取り組み状況について解説します。

第2章 計画の基本的事項

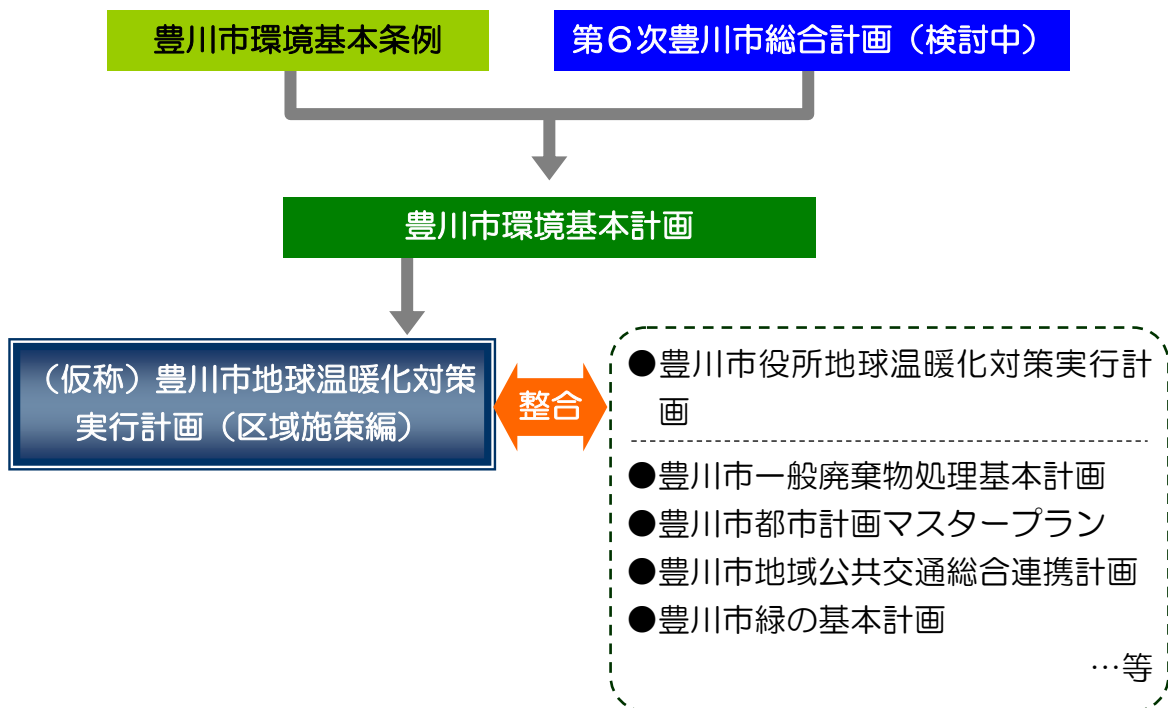
2-1 計画策定の趣旨

前項までの背景と、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された地方公共団体の役割等を踏まえて、本計画を策定する旨を記載します。

2-2 本計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

また、本計画は、「豊川市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定するものです。



2-3 計画期間

温室効果ガス排出量の削減に係る基準年、短期的、中期的及び長期的な目標年度を定めます。

参考①

国では、2005 年度を基準として、2020 年度に 3.8%削減を当面の地球温暖化対策に関する方針としています。

また、国の第四次環境基本計画では、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を掲げています。

(案)

基準年度	短期目標	中期目標	長期目標
2005 年度 (平成 17 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2030 年度 (平成 42 年度)	2050 年度 (平成 62 年度)

参考②

豊川市環境基本計画：目標年度 平成 31 年度 (2019 年度)

あいち地球温暖化防止戦略 2020：目標年度 平成 32 年度 (2020 年度)

2-4 本計画の対象

2-4-1 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6ガスとなっています。

(案)

計画の策定にあたって、エネルギー起源 CO₂ 排出量については、すべての地方公共団体で算定対象とすることが推奨されています。

また、行政が関与しうる範囲として廃棄物からの排出量を算定対象とすることが推奨されていることから、本市では、エネルギー起源 CO₂ 及び廃棄物の焼却により発生する CO₂ を対象とします。

表 2.1 地方公共団体の規模に応じた把握対象

ガス種	部門・分野	都道府県 政令市	中核市 特例市	その他の 市区町村
エネルギー 起源 CO ₂	産業（製造業、建設業、鉱業、農林水産業）	◎	◎	◎
	民生（家庭、業務）	◎	◎	◎
	運輸（自動車、鉄道、船舶）	◎	◎	◎
	運輸（航空）	◎	—	—
上記以外	工業プロセス	◎	◎	△
	廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）	◎	◎	◎
	農業	◎	◎	△
	代替フロン等3ガス	◎	△	△

出典「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」

2-4-2 対象とする分野

(案)

本計画では、産業部門（製造業、建設業、農林水産業）、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門（自動車、鉄道）及び廃棄物部門を対象とします。

表 2.2 豊川市において対象とする温室効果ガスと対象分野（案）

対象とする温室効果ガス	対象分野
エネルギー起源 CO ₂	産業（製造業、建設業、農林水産業） 民生（家庭、業務） 運輸（自動車、鉄道）
廃棄物の焼却により発生する CO ₂	廃棄物（一般廃棄物）

第3章 豊川市の地域特性

3-1 豊川市の特性

温室効果ガス排出量の推計や、施策の基礎となる統計データ等を整理します。

3-1-1 気候特性

3-1-2 人口特性

3-1-3 土地利用特性

3-1-4 産業特性

3-1-5 住宅特性

3-1-6 交通特性

3-1-7 廃棄物特性

3-2 アンケート調査結果

地球温暖化対策に対する市民・事業者の意識や取組状況等を整理し、施策の方向性の基礎資料とします。

第4章 豊川市における温室効果ガス排出量の現況

「2-4-2 対象とする分野」に示した各分野について、現況の温室効果ガス排出量を推計します。

現況は、データの入手が可能な最新年とします。

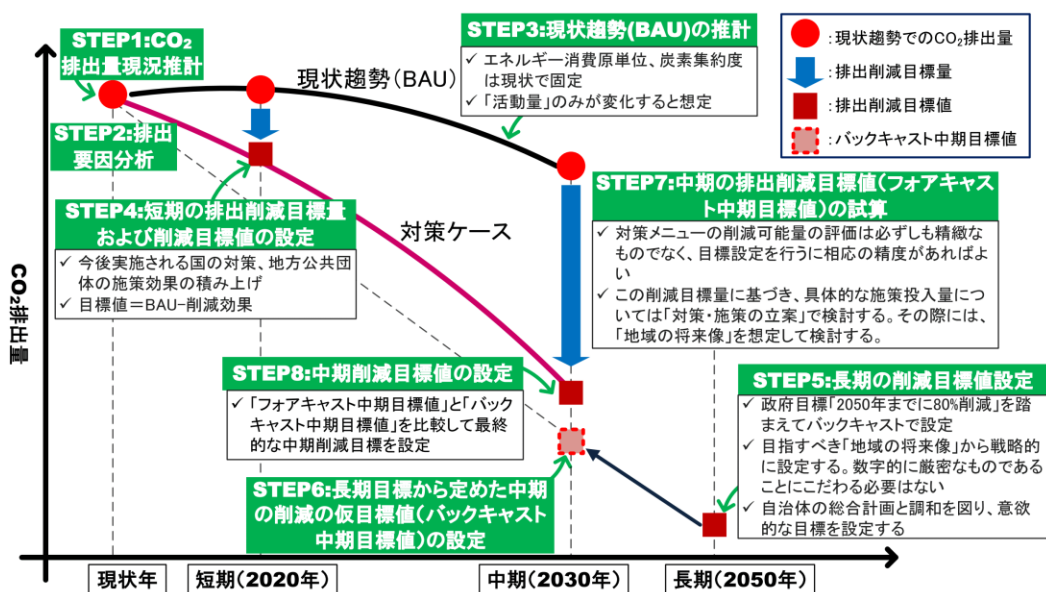
同様に基準年についても推計し、豊川市における温室効果ガス増減の要因分析を記載します。

第5章 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

「2-3 計画期間」に示した短期目標年度について、現況の温室効果ガス排出量をベースとした「現況趨勢ケース（BaU）」を推計します。その上で、この間に実施される予定の対策効果（予定削減量）を積み上げ、短期の削減目標値を設定します。

次に、長期の削減目標値を設定します。これは、概ね 30 年程度後の長期の視点で、地域の将来像や国の目標等を踏まえて設定します。

中期の削減目標値は、長期目標からのバックキャスト及び短期目標からのフォアキャストを比較しながら、現在想定している対策に加えて、経済性や実現可能性も勘案しつつ、さらなる対策の積み上げについても検討し、中期目標を設定します。



第6章 削減目標達成のための対策・施策

「第5章」に示した削減目標の達成に向け、法で定める施策分類にしたがって、中長期における方向性を検討し、短期・中期の対策・施策を記載します。

市民、事業者など各主体での取り組むべき内容がわかりやすいように整理します。

表 6.1 義務的記載項目の各施策分野の対策・施策例

施策分野		施策例
1. 再生可能エネルギーの利用促進		太陽光発電の導入 風力発電の導入 太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入…等
2. 省エネルギーの促進	事業者	工場の省エネ改修の促進 高効率設備普及 運用管理による低炭素促進 トラック輸送の効率化の促進 クリーンエネルギー自動車の普及促進 …等
	住民	新築住宅における高断熱住宅の普及 高効率設備・機器の普及 使用面での低炭素化促進、家庭エコ診断…等
3. 面的対策	土地利用・交通分野	モビリティ・マネジメント等の自動車交通需要の調整 公共施設・集客施設の立地の適正化 …等
	物流分野	貨物車交通需要の低減（共同配送等） 貨物車の路上駐車削減（道路空間外でのスペース確保等）
	地区・街区単位の対策、エネルギーの面的利用	工場排熱・清掃工場排熱等の未利用熱源を活用した熱供給システム 未利用エネルギー・再生可能エネルギーの面的利用 低炭素型地区・街区の形成 …等
	緑地の保全及び緑化の推進、熱環境の改善	屋上緑化・壁面緑化、建築物敷地内緑化 地下水・下水再生水等を利用した散水 …等
4. 循環型社会の形成		市民意識の向上 住民団体による集団回収の促進…等

出典「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」

第7章 計画の推進体制と進捗管理

7-1 計画の推進体制

計画を効果的に推進するための体制づくりについて記載します。

7-2 進行管理

計画が着実に実行されているか検証するしくみ（主体、手順、公表の方法等）について記載します。